Weekly コラム

令和6年12月25日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

加害者から受け取った損害賠償金等の取扱い

所得税法上、交通事故などにより、被害者 が損害賠償金や治療費、慰謝料などを受け 取った場合、これらの損害賠償金等は、原則、 非課税となります。

ただし、これらの損害賠償金のうちに、その被害者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、その補てんされた金額に相当する部分については、各種所得の収入金額とされます。

上記、非課税となる賠償金等とは、心身に 加えられた損害について支払を受ける慰謝料 や、事故による負傷について受ける治療費、 負傷して働けないことによる収益補償の損害 賠償金などをいいます。

ただし、治療費として受け取った金額は、医療費を補てんする金額であるため、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の金額から差し引くことになりますが、補てん後、なお余りがあっても他の医療費から差し引くことはできません。

また、不法行為その他突発的な事故により 資産に加えられた損害賠償金で、その損害を 受けた資産が事業用の資産の場合には注意 が必要です。

例えば、商品の配送中の事故により、使用できなくなった商品・棚卸資産の損害に対す

る損害賠償金などは事業所得の収入金額となります

車両が店舗に飛び込んで損害を受けた場合で、その店舗の補修期間中に仮店舗を賃借するときの賃借料の補償として損害賠償金などを受け取った場合には、必要経費に算入される金額を補てんするためのものであり、非課税とはならず、事業所得の収入金額となります。

また、事故により事業用の車両を廃車とする場合で、 その車両の損害について損害賠償金などを受け取っ た場合は非課税となりますが、車両について資産損 失の金額を計算する場合は、損失額から損害賠償金 などによって補てんされる部分の金額を差し引いて 計算します。

非課税となる賠償金等は、その他、心身または資産 に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金 が該当し、非課税となる見舞金は、社会通念上それ にふさわしい金額のものに限られます。

なお、収入金額に代わる性質を持つものや、役務 の対価となる性質を持つものは、非課税所得から除 かれますので、該当されます方はご確認ください。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、 skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。